

## 【議会で使用される用語】

本日の報告・意見交換会で使用される用語について、概要を掲載いたしましたので、参考にご覧ください。

**本会議** 市議会は、年4回開かれる定例会と必要に応じて開かれ臨時会があります。佐久市では、3月、6月、9月、12月に定例会を開催することとなっています。

本会議は、会期中に本会議場で全議員により行う会議で、市の仕事について質問したり、市の提出する議案について話し合い、議会としての最終的な意思を決定します。

**常任委員会** 市の仕事は、範囲が広く、複雑化しているため、本会議で決定する前に、議員が幾つかのグループに分かれて、市の仕事や提出された議案を調べたり、話し合いをします。この会議を委員会といいます。

佐久市議会には佐久市議会委員会条例で定められた、総務文教委員会、経済建設委員会、社会委員会 の3つの常任委員会があります。

**特別委員会** 常任委員会とは別に、市の抱える特定の課題などについて、調査、研究を行うために、本会議の決定により設けられる委員会です。

常任委員会と違い、必要とされる場合に設けられるもので、現在は、高速交通網特別委員会、地域医療問題特別委員会、議会改革特別委員会、広報広聴特別委員会の4委員会が設けられています。

**付託議案** 議会で決定する議案をその内容によって担当する委員会に割り振ることを付託といいます。

つまり、付託議案とは、その委員会に割り振られた議案のことを言います。

議案や請願・陳情などは、それぞれの常任委員会で協議され、その結果を本会議に報告し、最終的に本会議で決定します。

常任委員会はそれぞれ、総務文教委員会は、総務部、企画部、地域局、教育委員会などに関係する事柄を担当します。

経済建設委員会は、経済部、建設部、環境部に関係する事柄を担当します。

社会委員会は、市民健康部、福祉部、浅間総合病院などに関係する事柄を担当します。

**案件区分** 議会で議決しなければならないことは、条例や予算を定めること、

決算を認定することなど法律で定められています。

市が、議会に議案を提出するときには、議案の内容によって、主に  
条例案…条例を定めたり、改めたり、廃止するもの

予算案…予算を定めるもの

決算認定…決算を認定するもの

事件案…法に定められたうちその他のもの

のように分類しています。

**請願・陳情** 憲法や地方自治法により、市民の皆さんは、市政などについての  
要望や意見を議会に出すことができます。

議会に出すとき、佐久市議会議員の紹介のあるものを請願、ないもの  
を陳情といいます。

請願・陳情とも審査の方法に変わりはありません。

また、内容によって、それぞれ委員会に付託し、協議した結果を本  
会議で決定します。

**継続審査** 議会は会期制がとられているため、議会に提案された案件が会期中  
に結論を出すに至らない場合は、会期終了をもって廃案となってしま  
います。

そこで、更に審査が必要な案件については、本会議で継続審査とす  
る旨の議決を行い、次の議会までの閉会中に、付託を受けた委員会で  
審査を行うことを言います。

**議案の修正** 議員が、市から提出された議案の内容を修正したい場合は、修正  
案を提出します。手続きは次のとおりです。

①常任委員会への提出：常任委員会の付託議案審査において修正案を  
提出する場合は、提出者が説明し、質疑を行い、委員会としての意思  
を決定します。委員会で修正案が可決すれば、委員長が本会議で報告  
し、質疑、討論のうえ、その可否を決定します。

②直接本会議への提出：この場合は2名以上の賛成者（連署）が必要  
となります。提出者が本会議で説明し、質疑、討論のうえ、その可否  
を決定します。

## 【財政用語】

**債務負担行為** 数年度にわたる経費支出など、将来の財政支出を約束する行  
為です。これは予算の「内容の一部」として、議会の議決によって設  
定されますが、その時点ではまだ歳出の予定が確定していないため、  
歳出予算には含まれません。したがって、現実に現金支出が必要とな  
った場合は、あらためて歳出予算に計上しなければなりません。